

平成30年11月26日（月曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

平成30年11月26日(月曜日)

出席委員(6名)

委員長 前原吉宏君
副委員長 平吹俊雄君
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君
福田淑子君 千葉一男君

欠席委員(なし)

委員外議員 我妻 薫君
議長 大橋 昭太郎君

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 佐々木 義則君
企画財政課長 佐野 仁君

議会事務局職員出席者

事務局長 吉田 泉君
事務局次長兼議事調査係長 高橋 美樹君

平成30年11月26日(月曜日) 午後1時54分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

- 1) 美里町議会11月第2回会議について
議案等について

行政報告 1 件

報告 1 件

議案 2 件（補正予算 1 件、その他 1 件）

会議の期間及び議事日程について

期間 11 月 29 日（木）1 日間

2) 美里町議会傍聴規則等の改正について

4 その他

5 閉 会

午後 1 時 5 4 分 開会

委員長（前原吉宏君） 皆さん、こんにちは。座らせていただいて進めます。

ただいまから議会運営委員会を開きます。

当委員会、全員出席でありますので、委員会は成立しております。

また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長に出席をいただいております。

早速、3、議長からの諮問、1）美里町議会11月第2回会議についてということで、議案等について行政報告から、執行部、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、11月第2回会議ということで、本議会につきましても、御指導よろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告のほうから御説明を申し上げます。座って説明させていただきます。

まず、行政報告につきましては、業務委託契約の締結についてでございます。

平成30年度美里町公共施設省エネ化モデル事業（美里町スイミングセンター）について、業務委託契約を締結いたしましたので御報告をするものでございます。本件は、美里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の重点施策に掲げている設備更新を実施するため、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業第2号事業）を活用し整備するもので、省エネルギー化を図り二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に取り組む事業でございますことから設計施工一括方式により実施するものでございます。

本契約には工事請負が含まれており、地方自治法第96条第1項第5号が規定されない予定価格が5,000万円未満の契約のうち、予定価格が3,000万円以上の契約であることから御報告するものでございます。

契約締結状況は別紙行政報告資料のとおりでございます。

この事業に伴い、美里町スイミングセンターを平成30年12月から平成31年2月まで休館いたしますので、広報等により住民の皆様には周知をしているところでございます。

以上、業務委託契約の締結についての行政報告となります。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。ただいまの資料について何かございますか。

副委員長（平吹俊雄君） これ、照明だけですか。

総務課長（佐々木義則君） 資料で言いますと、一番最後の上のほうを見ていただきますと、LED照明の交換が166基、それ以外に空調機のファンインバータを新たにつけて、いわゆる空

調設備の省エネ化を図る装置を入れるというものと、あとは事務室のほうに空調機、さらには BEMS といまして照明等の制御をする装置等を導入するというのが主な内容となります。

委員（千葉一男君） わからないのでお聞きします。

委員長（前原吉宏君） はい、どうぞ。

委員（千葉一男君） プロポーザルでこの方式をやるんだということであれば、実際プロポーザルでやるということは、こういうのをこういうふうになんか達成しなければならない、目標みたいなのはあるんですか。

総務課長（佐々木義則君） お話のとおり、今回は先ほどお話したとおり、カーボン・マネジメント強化事業ということで、町でその前段としてつくりました温暖化対策実行計画、こちらでCO2の削減目標を掲げておりますので、その目標を達成する事業ということで、その達成するためのいわゆる提案といった形でプロポーザルという手法をとったものでございます。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。

委員（千葉一男君） いいんですけどもね、これもう少し説明ね、提案するときに、報告するときに、その辺はどう説明というか、ちょっとね、これだけだと。プロポーザルだなというとなんか達成しなければならないのがあるんじゃないかというふうに思うけれども、その辺のことをもう少し説明していただいたほうが非常にいいと思ったのね。それでどういうふうな説明を報告するのかということ。

総務課長（佐々木義則君） 今お話しした形で報告しようかなと思っていたんですが、であれば、今お話あったとおり、いわゆる削減目標等が当然ありますので、そういう経過があるのでプロポーザル方式で実施したというところを提示させていただきます。

委員（千葉一男君） そうですね、すごく大事な事業ですよ。国の施策なのでね。そこは訴える説明をいただければと思います。以上です。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。ほかないでしょうか。よろしいですか。行政の報告について、よろしいでしょうか。

委員（鈴木宏通君） 1点。

委員長（前原吉宏君） どうぞ。

委員（鈴木宏通君） 行政報告の資料によると、業務委託契約書がありますね。その中で業者2社、要は国際航業さんと大成温調共同企業体ということになっていまして、もう一つ、議会のほうの資料のほうには4ページになりますが、参加業者としてパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社と、別なんですけど、これプロポーザルのこの部分で業者の選定と

いうところ、例えば、いろんなのありますけれども、選定理由というのはこの部分で何か特別あるのかどうかというのを。別な事業ではあるんですが、これはこれ、これはこれという部分で事業の選択、同じプロポーザルの部分で行っているわけですから、その選定の部分はど
うなのですか。

総務課長（佐々木義則君） まず、1点目の行政報告させていただいた事業については、町の
温暖化対策実行計画に基づいていわゆるCO2の削減と当然選定なり、工事という部分かなり
大きくなってきますので、それらを実施する上ではいわゆる実施設計を行う事業者と、それか
ら実際の施工業者、これはかなり大きい事業費ということもありますので、なおさら共同事業
体というところで今回JVをという形で実施するべきだということで、このいわゆるプロポー
ザルをするに当たっての実施要綱等を作成して実施したところです。もう一つのいわゆる業務
委託契約の契約の部分、道路照明の部分については、こちら当然ある程度設計もするところ
は出てくるんですが、こちらはどちらかというと既存の照明をLEDに切りかえるという部分
になりますので、大きくはどちらかというと業務委託契約にはなっておりませんが、設計
というよりはどちらかというと施工部分がメインになってくるということで、ただ、その施工
に当たりまして当然設計施工一括方式になっておりますから、ある程度施工業者はどこがす
るのかという部分明確にする必要があるだろうということで、こちらのほうは資料編のほうに
なりますが、いわゆる構成企業という形で計画のほうについては構成企業も明確にしてい
ただくと、実施設計する部分です。そういう形でこちらのほうは共同事業体ではなくて、あく
まで施工業者は工事施工業者でそれに伴う設計業者を構成企業という形でこちらのほうにつ
いては整理させていただいたと。では、どういう形であるかというのは、ある程度町側の判断と
いう部分にはなるわけなんですけれども、今回こちら側の省エネモデル事業という道路照明の
更新等についてはそういったことで、契約の相手方等については整理をさせていただいたと
ころでございます。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。行政報告についてほかにないでしょうか。よろしい
ですか。

副委員長（平吹俊雄君） まず、3ページの構成員の出資割合とあるんですけども、これは2
社で100%、当町としてはどういう形。お願いします。出資というのは。（「4ページ」の声あり）
3ページに載っています。

総務課長（佐々木義則君） これはあくまで共同事業体を組む事務所さん同士がこの事業をす
るに当たっていわゆる構成員同士が出資をして共同事業体として運営していくというものです

から、ここは直接町がかかわるという部分ではなくて、あくまでこの共同事業体同士がどのような共同体でやっていくかという部分で、そういう会社、共同体のルールとしていわゆる国際航業さんが51%、大成温調さんが49%の出資でこの共同事業体を運営していきますよということになります。ちょっとあとは会社のほうのことですので、それは今回の事業を取り組む上での収入等にも、多分配当等にもかかわってくるころなんだとは思いますが、ここの部分については直接町が関与する部分ではないです。

副委員長（平吹俊雄君） 何か納得いかない。いいです。

委員長（前原吉宏君） 平吹委員、いいですか。

副委員長（平吹俊雄君） さっき千葉委員が言ったとおり、やはりわかるように説明というかね。

委員長（前原吉宏君） 執行部よろしいですか。わかるように。（「質疑できないから」「報告だから」の声あり）

ほかよろしいですか。なければ次に進んでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、報告第14号専決処分の報告について申し上げます。

議案書1ページ、それから資料編についても1ページになります。

本専決処分の報告につきましては、訴えの提起についてということになります。幼稚園保育料及び学校給食費の滞納金の支払い請求に関する訴えの提起に係るものになります。

本件については、債務者が平成26年度以降、幼稚園保育料及び学校給食の一部、幼稚園保育料が5万6,600円及び学校給食費3万8,611円を滞納しておりました。このことから強制執行の手続を行うため、平成30年10月25日に古川簡易裁判所に対し支払督促の申し立てを行いました。しかし、債務者から返済についての話し合いによる解決を希望するとして督促異議の申し立てが平成30年11月7日に出了たことから、民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行したもので、平成30年11月8日付で専決処分をしたものでございます。支払督促の申し立て及び訴訟までの経緯につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、訴えの提起について地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） 今の説明について何かございますか。（「休憩してもらっていいですか」の声あり）

休憩します。

午後 2 時 1 1 分 休憩

午後 2 時 2 8 分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

報告第14号について、ほかにないでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次に議案第29号。

企画財政課長（佐野 仁君） 本議会につきましても、御指導のほう、よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

私のほうからは、議案第29号平成30年度美里町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

議案書につきまして3ページ、資料編につきまして2ページでございます。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,394万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億3,099万9,000円といたしております。

補正予算の細部につきましては、お届けしております事項別明細書のとおりでございますので、要点のみ御説明申し上げます。

初めに、歳出について申し上げます。

今回の補正予算の主なものにつきましては、人事異動等に伴う一般職の職員の人件費に係る補正でございます。人事異動等に伴う人件費以外の補正につきましては、議案書の19ページ、20ページをごらんください。中段のほうです。

2款総務費4項選挙費の選挙管理委員会費に宮城県条例制定請求署名簿審査事務執行に係る経費31万4,000円を追加いたしております。これにつきましては、現在県内におきまして東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例の宮城県条例の制定請求に係る署名が収集されておまして、署名収集期間満了後に提出されます署名簿の審査に係る選挙管理委員会委員報酬等を追加するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

13ページ、14ページにお戻りください。13ページ、14ページです。

14款県支出金に27万3,000円追加いたしております。2項県補助金の総務費県補助金に県条例制定請求署名簿審査事務交付金27万3,000円を追加いたしております。

次に、17款繰入金で3,422万2,000円減額いたしております。2項基金繰入金の財政調整基金

繰入金で3,422万2,000円減額しております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

議案第29号について何かございますか。よろしいですか。千葉委員。

委員（千葉一男君） 19ページの選挙管理委員会費の中のその他のところね。

企画財政課長（佐野 仁君） その他というか、国県支出金の27万3,000円で、県条例制定請求署名簿審査事務交付金が27万3,000円でその他のところにあるので、県補助金です。

委員（千葉一男君） だから県からですか。

企画財政課長（佐野 仁君） ええ。

委員（千葉一男君） こちらかな、向こうかなと思ったのでちょっと聞きました。

委員長（前原吉宏君） ほかに何かよろしいですか。（「はい」の声あり）

なければ次に行きたいと思います。

それでは、議案第30号お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第30号業務委託契約の締結についてを御説明申し上げます。

議案書については39ページ、それから資料編につきましては3ページからとなります。

平成30年度美里町道路照明灯更新業務について業務委託契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議会当日建設課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） 議案30号について、何かございますか。何かないでしょうか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） ちょっと私もわからないから確認だけさせてもらえればと思いますが、この参加申込者概要書がありますよね。国際航業の部分、資料の8ページ、そしてあと同じ国際航業で行政報告の資料の7ページ、両方の資料を見てほしいのだけれども、これ同じ会社なんですよ。ただどっちが主で従だかということなんだけれども、それでちょっと気になったのは、資格要件というところがありますよね。国際航業は当然ながらコンサルタント事業の登録業者、そして今回の議案に出てきている照明の関係についてはこちらが従だけれども、その資格要件の欄の下のほうに特定建設業（電気工事）と出ています。これ下はないということ

なんですよね。これは相手方のパナソニックのほうの特定建設(電気工事)の資格に合わせて、この(電気工事)ということにしているものなのか、行政報告の中には管工事及び電気工事とあります。同じ会社なんだけれども、どっちももちろん国際航業は資格登録ないよという番号も何も書かれていないんだけれども、ただ、このときに大成温調というのかな、の関係については管工事及び電気工事業ということで、でしょう。(「大成温調です。大成温調ですよ」の声あり)これが管工事及び電気工事と書かれているわけさ。だからこの相手方の登録の種目というかな、それに合わせてこれはこういう書き方するものなのかなと思ったので、そこだけちょっと確認。

総務課長(佐々木義則君) 要件的になおさら工事の中身も含めてなんですけれども、行政報告のほうについては、いわゆる照明のLED化だけではなくて空調設備とかいろいろな部分がかかってまいりますので、そちらについては電気工事だけではなくて管工事の要件もつけさせていただいたということで、もう一つのいわゆる道路照明関係については、電気工事の資格あっても管工事のみの資格は必要ないということで、電気工事業の資格要件というふうにしたというものです。

委員(吉田眞悦君) ただ、登録とるときには例えば電気工事なら電気工事、管工事なら管工事と届け出るよね。

総務課長(佐々木義則君) 指名登録については、その業者さんがいわゆる電気工事なら電気工事の資格だけではなくて、管工事の資格があるものは全部列記した形で登録されますので、結果的には複数を持っている部分については複数持っているものを当然要件ということで、その事業所さんが1つだけの工事要件を持っているだけではなくて、いろいろな事業の資格を持っていますので、それに基づいて、指名登録に基づいて業者指名するときも業種に基づいて業者選定をしていると。

委員(吉田眞悦君) それで、それはわかります。ただ、大臣許可と登録するときに、その番号というのが2つを一緒に合わせた番号というふうな。どうなんですか。そのところが一体どうなっているのかなと。だから同じ会社なんだけれども、評価の仕方がね、どうしてこうなるのかなと、素朴な疑問なんです。

委員長(前原吉宏君) 休憩しますか。

委員(吉田眞悦君) 工事の業種だけの該当でしか書かれない、こういう表記でいいんですか。いいんだよというならそれならいいです。どっちにしろ国際航業はその資格はないよということなんだけれども、登録していないということだから。

総務課長（佐々木義則君） 今、建設業、どちらも建設業許可に該当するところなんです。電気工事業及びこの管工事業の部分については、許可番号とすれば同じ番号で許可を得ていますので、ここに書いてある特26の2826号で管工事も電気工事も同じ番号でいわゆる国土交通省から許可を得ているので。

委員（吉田眞悦君） それは国際航業じゃない相手方のとっているということでしょう。

総務課長（佐々木義則君） はい。

委員（吉田眞悦君） だから、それに合わせた表記の仕方を概要書では登録なくてもそういうような書き方をするんですねということなのさ。何も難しいことはない。だから、とるときに相手方がね、資格をとると合わせた表記をして、要するに自分たちはありませんよということなんだけれども。（「そのとおりです」の声あり）そういうやり方でしなければならないと。

総務課長（佐々木義則君） はい。

委員（吉田眞悦君） そうということなのね。

総務課長（佐々木義則君） これはあくまでも様式2号の部分についてはこちらの方から指定した様式で概要書を提出させていただいたものでありますので、この様式に該当するところに登録番号を入れていただくという形になっておりますので、この様式で出させていただいているということです。（「今、休憩中ですか」の声あり）

委員長（前原吉宏君） いえ、今休憩していません。（「ちょっと1つね」の声あり）休憩しますか。大丈夫ですか。（「休憩していたほうがいいかもしれないな」の声あり）休憩します。

午後2時43分 休憩

午後2時44分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

議案第30号について、ほかにはよろしいでしょうか。議案30号よろしいですか。（「なし」の声あり）

なしの声がありましたので、以上で議案の説明いただきました。ありがとうございました。

それでは、全体を通して何かございますか。全体を通して、よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、ないようですので、それでは執行部の皆さん、大変御苦労さまでございました。ありがとうございます。

休憩します。3時でいいですか。3時再開します。

午後2時46分 休憩

午後2時57分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは、全員そろいましたので再開したいと思います。

それでは、 会議の期間及び議事日程についてに入ります。

会議の期間につきましては、11月29日の1日間としております。

議事の日程につきましては別紙のとおりですが、事務局長のほうから会議の流れについて補足説明をいただきたいと思います。お願いします。

事務局長（吉田 泉君） 議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでございます。その流れで進めさせていただきたいと思います。特に補足説明のほうはございません。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

今、説明をいただきましたが、何かございますか。よろしいですか。

それでは、次、2)美里町議会傍聴規則等の改正についてに入らせていただきます。

事務局長のほうから説明をお願いします。

事務局長（吉田 泉君） では、説明のほうをさせていただきます。

先ほどお手元に新旧対照表を配付させていただきました。

今回標準の町村議会傍聴規則、あと同じく町村議会の運営に関する基準というものがございまして、先月の10月24日に一部改正をされているところでございます。その中身といたしまして、まずお手元の資料になりますが、一番最初が美里町議会傍聴規則の一部を改正する規則ということで、1枚目をごらんいただきたいと思います。

今回の改正の中身につきましては、個人情報保護の観点からということで、「傍聴人受付簿」と現在なっておりますが、そちらを「傍聴人受付票」というふうに改正をされております。あわせて傍聴人受付票の書式も示されております。お手元の傍聴規則につきまして、今回の改正に合わせて改めたもの、新旧対照表としてです。めくっていただきますと、こちらが今回示された書式例になります。この書式例に合わせまして調製をしたものでございます。

次、めくっていただきますと、本議会におきまして美里町議会全員協議会傍聴規程というものがございます。こちらも同様に改正の内容は全く同じでございます。

次のページをお開きいただければ同様に傍聴人受付票という書式です。こちらを調製させていただいたところでございます。

その次、めくっていただきますと、こちらが運営基準のほうになります。こちらがまず1点は自治法の改正がございまして、住民監査請求があったときに議会への通知が義務づけられたということがまず1点と今の傍聴規則の改正に合わせまして個人情報の観点から新規に追加されたものでございます。

お聞きいただきますと、最初のところアンダーラインが入っておりますが、こちらの部分、文言、あとは根拠法令ですね。地方自治法242条ということになりますので、字句を改め、なおかつ字句を加えているものでございます。めくっていただきますと、先ほど申し上げましたが、個人情報保護の観点から新規に追加されたものです。本議会におきましては186ですね。こちらが一番最後の番号になります。一番最後のところに186として「傍聴人受付票は記入後、受付箱に投函させるなど個人情報保護の対策を講じる」という部分を追加するものでございます。

ここまでにしたほうがよろしいでしょうか。

こちらの示されているこちらの書式例は、あくまでも今回示されておりますが、必ずこれではなければならないものではございません。個人情報の保護、できるということであればですね、別な方法でもいいということになっています。一応今回は標準の改正に合わせて新旧対照表のほうを作成させていただきました。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） では、今説明していただいたんですけれども、いかがでしょうか。

副委員長（平吹俊雄君） やっぱり支障あったわけですか。（「個人情報保護という考え」「ここだとみんな見てしまうから」の声あり）あくまで個人情報だけということですか。今まで何もこの件については傍聴者から言われた経緯というのは。経緯があつての改正なのか、改正というか。

事務局長（吉田 泉君） 一言で言えば個人情報の保護ということでございます。（「簿」を「票に変えると」の声あり）

委員長（前原吉宏君） では、ちょっと休憩します。

午後3時04分 休憩

午後3時15分 再開

委員長（前原吉宏君） では、再開します。

傍聴規則についての流れなんですけれども、施行日をいつにするかということで今局長のほうから説明あったんですけれども、11月29日の全員協議会の中で皆さんに御説明しまして、12

月の会議で上程、それで31年の1月1日から施行でよろしいでしょうか。

副委員長（平吹俊雄君） 今、分科会やっているっちゃ、検証なんかやっているの、そちらのほうの関係も出てくる可能性も出てくるね。だから、「いや」の声あり）これは別か。傍聴規程というだけ。（「まるっきり違うんでない」の声あり）

委員長（前原吉宏君） ほかによろしいですか。（「では傍聴規程だけということで」「そうですね」の声あり）受付簿から受付票になって形が変わりますよと。全協で説明して。全協の中でのことは話出して構わないわけですよ。よろしいでしょうか。

委員（千葉一男君） 日にちは全協でもめてやるようなものじゃないから、みんなでこの辺の事務処理上決めればね、大したことはないんだけどね。

事務局長（吉田 泉君） 議運でいろいろまとめていただいたものをあとは全協のほうで、規則意外のものについてはそこで御承認をいただくという形の流れになるかと思います。

委員長（前原吉宏君） では、議運のほうで示した形で全協で説明するという形によろしいですか。（「はい」の声あり）

では、施行日を先ほど局長のほうから1月1日、31年の1月1日と説明あったんですけども、それについてはいかがでしょうか。（「わかりやすいね」の声あり）

もう一度確認しますね。11月29日の全員協議会で説明します。その中では本日の議運の中で決める日程で報告すると、その場合、12月の会議の中で上程しまして、施行日が31年1月1日です。そういう流れで説明していきます。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、2）美里町議会傍聴規則...（「まだ1つ残している」の声あり）。では、次お願いします。

事務局長（吉田 泉君） では、今の。

委員（吉田眞悦君） きょうの会議は何々会議だよと張っているんだよね。書き方恐らくわからないからさ。

事務局長（吉田 泉君） はい。こちらの何々会議というのはもうこちらで入れ込んだものをもちろん置きますので。

委員（吉田眞悦君） そうなんだ。

事務局長（吉田 泉君） 町民の方に何会議というのは。

委員（吉田眞悦君） 名前と住所だけで。

事務局長（吉田 泉君） 書いていただくのは、うちの場合は、標準ですと年齢も入っているんですけども、うちの場合は住所と氏名となっておりますので、住所と氏名を書いていただ

くという形になると思います。

委員長（前原吉宏君） ほかにはよろしいですか。

では、局長お願いします。

事務局長（吉田 泉君） では、一番最後のページになりますが、美里町議会災害対策本部設置要綱の一部改正ということでごらんいただきたいと思います。

こちらは、さきの議運でこの災害本部設置要綱については後日改めて検討させていただくということになっていたものでございます。この中身なんです、第9条の出動時の服装についてということで、前にもちょっと出たことがございます。公費で貸与されているものとそうでないものが今現在混在しているために、この部分をまず議運のほうでちょっと整理をするという形で保留になっていたかと思います。それと防災ベストですね。こちら被服規程を改正しておりますが、こちらをあわせてそのときに整理するというようにしておりましたので、今回整理をいただければなと思います。

そして、そちらの資料になりますけれども、一応案といたしまして、この第9条第1号のほうですね。こちら手袋というのがこちらは公費のものではございませんので、こちらは「防災ベスト」のほうに字句を改めまして、第2号のほうにつきましては、現在「雨合羽、長靴及び防寒具上下」というものを「その他状況に応じて必要なもの」というふうに号そのものを全体を改めるという形で本日御提案をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

わかりますよね。どうでしょうか。防災ベストはもう渡してあるんですよね。字句を改めて「防災ベスト」、(2)が「その他状況に応じて必要なもの」いかがですか。（「いいんじゃないですか」「配慮していると思うんだよね」の声あり）

事務局長（吉田 泉君） 第1号につきましては、こちらは被服規程と同様になっております。公費で今対応がされているものになります。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、いいということで。

では、これについては、これも全員協議会で。

事務局長（吉田 泉君） こちらも全員協議会のほうで御承認をいただければ。こちらにつきましては、早速改正のほうを御承認いただければ同日に公布のほうをしたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（前原吉宏君） よろしいですよ。（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、次に4番その他になりますが、何かございますか。局長何かありますか。

事務局長（吉田 泉君） 今回その他につきましては、行財政・議会活性化調査特別委員会の委員派遣報告書の提出が1件予定してございます。中身的には第1分科会の委員派遣の部分かと思いますが、そちらを11月第2回会議のほうで配付をする予定でございます。

委員長（前原吉宏君） それだけです。

ほかに何か。それだけです。渡すのはね。

事務局長（吉田 泉君） 配付としては以上です。

委員長（前原吉宏君） ほかによろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、これをもちまして、議会運営委員会を閉会したいと思います。

閉会の挨拶を副委員長、お願いしたいと思います。

副委員長（平吹俊雄君） きょうは午後から大変御苦労さまでした。

早いもので11月末ということですが、個人的なことですが改選の関係があつてから1年が過ぎたなという、早いもので。また、きのうは幕内最年少が優勝したということで、全国的にきょうは朝のニュースでどこの局も貴景勝優勝の番組でした。

そういうことで、これから我々の議会、12月ですね、改選して1年でございますが、若い気持ちになってそのような方向でひとつ考えていただきたいということで、大変御苦労さまでございました。

午後3時24分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長高橋美樹が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 年 月 日

委員 長